

令和6年度富山県カーボンニュートラル戦略推進事業（普及啓発）業務委託仕様書（案）

1 委託する業務名

令和6年度富山県カーボンニュートラル戦略推進事業（普及啓発）業務

2 業務の趣旨・目的

カーボンニュートラルの実現には、県や市町村だけでなく、県民や事業者などの各主体の取組みが重要である。県では、10月をカーボンニュートラル推進月間に設定し、集中的・統一的に普及啓発を行い、機運を醸成することとしている。

県内の家庭部門の温室効果ガスの排出削減に向けた普及啓発を図るため、県や市町村が主催する環境関係イベントや県内の商業施設等において、カーボンニュートラルへの理解が深まる子供向けの体験や家庭でできる取組みが学べるブースの企画・運営を実施する。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和7年3月28日（金）まで

4 委託業務の内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。このほか、本業務の目的に沿った効果的な内容であれば、本仕様書案に記載がない事項についても、新たな提案を妨げない。

なお、業務の遂行にあたり、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、富山県と協議の上、実施すること。

(1) ターゲットの設定

本業務におけるターゲットの考え方及びターゲットに起こしてもらいたい行動変容は次のとおりとする。

地域	富山県内
年代	子ども（小学生～中学生）とその家族（30代～40代）
価値観	・環境保全に関心はあるが、カーボンニュートラルや脱炭素について理解度が低い（危機感が低い） ・子どもに環境保全について学ばせたいと思っている
訴求内容	・家庭でできる取組みの認知
行動変容	・「とやまカーボンニュートラルポータル」等のウェブサイトを訪れ、カーボンニュートラルの取組みや補助金について情報を集める ・自宅でカーボンニュートラルの取組みを実践する (参考) https://www.carbon-neutral-toyama.jp/citizen/approach

(2) 体験型普及啓発ブースの企画・出展・運営

① ブースの企画・制作

- ・カーボンニュートラルの理解が深まる小・中学生向けの手や体を使った体験及び家庭でできるカーボンニュートラルに資する取組みが学べるブースコンテンツの企画及び制作
- ・ブースでの体験を通じて、子どもたちが緊急性を増す地球温暖化問題の現状と課題解決を学び、アクションを起こすきっかけづくりの場を提供するものとする。

(体験例)

- ・省エネやカーボンニュートラルについて学べるゲーム
(例)「キッズ版 学ぼう！スマートライフ」<https://shouene-kaden.net/>
- ・太陽光発電や水力発電、燃料電池等の原理を利用して発電する実験
- ・間伐材やリサイクル材を使用した工作

- ・高気密・高断熱住宅による消費電力の削減を実感できるコンテンツ
- ・くらしの中での温室効果ガス排出量を知り、発電の種類や再エネの特徴を紹介するコンテンツ

(参考)「Panasonic GREEN IMPACT PARK」

<https://holdings.panasonic.jp/corporate/center-tokyo/floor/1F/pgipark.html>

② 出展場所

- ・県や市町村が主催する環境関係イベントや来場者が多数見込まれる商業施設等

(参考) 令和5年度に実施された環境関係イベント

- ・とやま環境フェア 2023 (<http://www.tkz.or.jp/documents/fair2023takaoka.pdf>)
主催：富山県、高岡市、(公財)とやま環境財団等
- ・第29回魚津市環境フェスティバル
主催：魚津市
- ・滑川市環境フェア 2023
主催：滑川市
- ・第18回射水市環境とくらしフェア
主催：射水市環境とくらしフェア実行委員会

③ 出展時期 (予定)

- ・令和6年10月を中心に実施

④ 出展回数

4回以上

⑤ その他、ブースの出展及び運営に関すること

- ・制作したコンテンツ等については、原則として各イベント等で巡回して使用すること
- ・ブースの設営、撤収、制作コンテンツの保管
- ・参加人数の記録
- ・出展会場との調整や出展料、会場使用料等の支払いに関すること
- ・その他、ブースの出展及び運営に必要な事項 (県との打ち合わせを含む。)

(3) 業務完了報告書の作成

上記(2)の内容をとりまとめ、業務完了報告書を作成すること。

5 成果物の提出

本業務の成果物を次表のとおり富山県知事政策局成長戦略室カーボンニュートラル推進課まで提出すること。

区分	数量	提出期限
業務完了報告書 (紙媒体)	1部	令和7年3月28日
本業務で作成した資料等の全ての電子データを収納した電子記録媒体 (DVD-R)	1枚	令和7年3月28日
本業務で制作したブース内コンテンツ	1式	令和7年3月28日

※ 電子記録媒体に収納する電子データは、Microsoft社Word、Excel、PowerPoint等の編集可能な形式と、PDF形式(業務完了報告書の電子データに限る。)の2種類とする。また、電子記録媒体の表面には、委託業務名を付記する。

6 その他

(1) 守秘義務

- ・受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(2) 再委託

- ・ 受注者は、本業務の全てを自ら実施するものとし、その全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、次号の定めに従い、本業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること（以下「再委託」という。）ができる。
- ・ 受注者は、再委託をする場合は、再委託の相手（以下「再委託先」という。）を明らかにした上で、再委託先の業務の範囲、再委託を行うことの合理性および必要性、再委託先の履行能力等について書面をもって説明し、再委託に先立って発注者の書面による承認を得なければならない。
- ・ 受注者は、前項により再委託を行う場合であっても、再委託先の受託業務の遂行過程および結果に対して、本業務の受注者としての責任を負うものとする。

(3) 協議・打合せ

- ・ 本業務の実施に当たり、業務全体の工程や進め方等について、随時、県と情報を共有し、打合せを行う

(4) 証拠書類の整理・保存

- ・ 業務の実施に当たり、事業の経費に関する帳簿と全ての証拠書類（見積書、発注書、契約書、請求書、領収書等支払いを証明する書類等）を他の経理と明確に区分して管理し、その内容を明らかにしておくこと。
- ・ 事業の経費に関する帳簿と全ての証拠書類を、本業務委託年度の終了後、5年間保存しておくこと。
- ・ 受注者は、本業務委託に係る会計実地検査が実施される場合には、県に協力しなければならない。

(5) 著作権等の扱い

- ・ 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- ・ 本業務で調査・検討した報告書の内容（電子ファイルを含む。）の所有権や著作権は、原則としてすべて発注者に帰属すること。ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術等に関する権利については、受注者に留保するものとし、この場合、発注者は、当該権利を非独占的に使用できることとすること。

(6) 本仕様書に定めのない事項等

- ・ 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に定めのない事項等については、発注者と受注者との協議により定めるものとする。